

生駒市規則第 1 3 号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織規則 (平成 6 年 7 月生駒市規則第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「企画係 行政経営係」を「企画係」に、「危機管理課 危機管理係」を「危機管理課 危機管理係 公民連携推進課 公民連携係 ふるさと応援係」に、「推進係」を「脱炭素まちづくり係 S D G s 推進係」に、「S D G s ・公民連携推進 環境保全課 事業係 施設係 保全係」を「環境保全課 事業係 施設係 保全係」に改める。

第 5 条企画係の項第 8 号中「デジタル田園都市構想総合戦略」を「地方創生に係る総合戦略」に改め、同項第 1 0 号中「及び課」を削り、同号を同項第 1 3 号とし、同項第 9 号を同項第 1 2 号とし、同項第 8 号の次に次の 3 号を加え、同条行政経営係の項を削る。

- (9) 行政改革の推進に関すること。
- (10) 行政改革推進委員会に関すること。
- (11) 未利用地の活用に関すること。

第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 3 公民連携推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

## 公民連携係

- (1) 公民連携の推進に係る企画及び調整に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (2) 奈良先端科学技術大学院大学との連携に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

## ふるさと応援係

- (1) 収益確保に関すること。
- (2) 寄附の採納に関すること。
- (3) ふるさと納税に関すること。
- (4) 企業版ふるさと納税に関すること。
- (5) 関係人口に関すること。
- (6) 首都圏PRに関すること。

第10条地域コミュニティ推進係の項中第6号を削り、同条自治振興係の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 市民憲章及び親切美化県民運動に関すること。

第10条の2の2推進係の項に次の8号を加え、同項を同条脱炭素まちづくり係の項とする。

- (4) 環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (5) 環境モデル都市に係る企画、調査及び連絡調整に関すること。
- (6) 環境マネジメントシステムの運用管理に関すること。
- (7) 環境マネジメントシステム推進会議に関すること。
- (8) 地球温暖化対策に係る企画調整及び統計に関すること。
- (9) 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に係る企画、調査研究及び普及啓発に関すること。
- (10) 環境審議会に関すること。

(11) 部及び課の庶務に関すること。

第10条の2の2に次の1項を加える。

SDGs推進係

(1) SDGs未来都市の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。

(2) SDGs未来都市に係る施策の推進に関すること。

(3) 環境教育の推進及び環境活動の支援に関すること。

(4) 環境に配慮した物品等の調達に関すること。

第10条の3を次のように改める。

第10条の3 削除

(生駒市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 生駒市庁舎管理規則（昭和56年10月生駒市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「SDGs・公民連携推進課長」を「脱炭素まちづくり推進課長」に改める。

(生駒市公印規則の一部改正)

第3条 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の一般公印の表中「SDGs・公民連携推進課長」を「脱炭素まちづくり推進課長」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の6の項中「教育指導課」を「学校支援課」に改め、「、幼保こども園課の室長」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第5条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

危機管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	
危機管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	
公民連携推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

脱炭素まちづくり推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	
SDGs・公民連携推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	

脱炭素まちづくり推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	

「教育委員会教育指導課長」を「教育委員会学校支援課長」に、「教育委員会教育指導課教育政策室長」を「教育委員会学校支援課教育政策室長」に、

幼保こども園課長	所管に係る保育料その他徴収金の収納	保育園長 幼稚園長 所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	
幼保こども園課こども園準備室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	

」

幼保こども園 課長	所管に係る保育料その他徴収金の収 納	保育園長 幼稚園長 所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

に改

める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。